

## 新所長あいさつ

法政大学大原社会問題研究所

所長 布川 日佐史

4月から所長に就任しました。研究所の100年を超える歴史の重みと、研究所に現在求められている課題の大きさに圧倒されそうではありますが、研究に集中する場に身を置けることに、ワクワクしてまいります。

これまで運営委員に名を連ねてはきましたが、学部・研究科の業務が重なったため、議論に加わることや研究会への参加がちゃんとできてきませんでした。研究所の実情について良く知らないことばかりですので、まずは、会議と研究会にしっかり参加し、専任研究員ではない「外部」の者ならではの視点から、果たすべき役割を考えていきたいと思っています。

私は、雇用政策と公的扶助の交錯領域について、日独比較研究をしてきました。ドイツでは、昨年12月に社民党のシュルツを首班とする社民党・緑の党・自由党の3党「信号」連立政権が成立しました。連立政策協定は画期的な内容になっています。最低賃金を12ユーロ/時に引き上げ、ワーキングプアをなくす。子ども基礎保障（Kindergrundsicherung）を創設し、現行の子ども関連の給付・税制度の不平等をなくし、子どもを貧困から救い出す。求職者基礎保障（ハルトIV）を廃止し、市民手当（Bürgergeld）を創設し、尊厳のある生活・社会参加を保障する、としています。大きく制度を改革し、貧困の予防と最低生活保障制度の改善・拡充を同時に確実に進めようとしています。ウクライナ難民の受け入れも始まる中で、公的扶助制度改革がどう展開していくか、どんな論点や課題が浮かび上がってくるのか、注視していきたいと思っています。

翻って、日本では、コロナ禍での生活難に対して、320万件を超える特例貸付が行われました。返済免除基準が厳しいまま、免除申請受付が8月末に締め切られます。困窮状態の人が長期にわたって返済を迫られることとなります。制度としては、『日本労働年鑑（2015年）』の特集で私が紹介した生活困窮者自立支援法と生活保護法の在り方が見直されることとなります。雇用・労働政策による貧困予防対策を拡充するのではなく、最低生活保障制度の拡充でもなく、生活保護の手前の制度を拡充し、生活保護を「解体」という声も出ています。地域共生社会づくりという流れでもあります。

こうした動きをどう見るのか、研究員の皆さん、また所外の方々と、意見交換、情報交換する場を持っていきたいと思えます。所長としては至らない点ばかりかと思いますが、何卒、よろしく願いいたします。